

【五所川原東地域の所有者不明農地の概要】

<p>当該農地の概要</p>	<p>農地所有者が死亡し、相続人4人（配偶者及び子3人）のうち、配偶者と子2人が死亡している。残る相続人は、相続放棄している。</p> <p>この農地は、樹園地で伐採はされているが、抜根がされておらず、隣接の耕作者が病害虫が発生しないよう保全管理をしている状態。</p> <p>令和7年度に入ってから、保全管理をしている隣接の耕作者から借り受けする意向が示されたため、利用権の設定をすることとなった。</p>
<p>筆数及び面積</p>	<p>2筆、1,507㎡</p>

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・当該農地は、樹園地に囲まれており、今までは隣接耕作者の協力により遊休農地にはならなかったが、遊休農地化の懸念が解消され、集積化も図られた。
- ・一番の懸念材料が探索業務（相続関係図の作成）だったが、公用で全部事項証明書と登記名義人の戸籍簿等を取った結果、登記名義人に相続人がいないことが判明したので、スムーズに公示後の機構へ通知までできた。
- ・農業会議の支援としては、毎月進捗状況を把握し、いつでも相談に対応できるよう相談体制を整えている。

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

<p>1. 相談→探索</p>	<p>約1か月（5月～6月）</p>
<p>2. 公示→機構へ通知</p>	<p>約2か月 （6月下旬～8月下旬）</p>
<p>3. 常設への意見聴取</p>	<p>約3か月 （8月下旬～11月下旬）</p>

<p>4. 知事裁定通知</p>	<p>約2週間（12月上旬）</p>
<p>5. 促進計画作成要請</p>	<p>約1か月 （12月上旬～1月上旬）</p>
<p>6. 公告</p>	<p>3月下旬</p>